Information まちからのお知らせ

Information 健康福祉課

令和5年度 広野町電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金のご案内

エネルギー、食費などの物価高騰に直面し、特に家計への影響が大きい低所得世帯に対し、給付金を支給します。

支給額

一世帯あたり3万円

支給対象世帯

次のいずれかに該当する世帯が給付金の対象となります。

ただし、(1)と(2)を併せて受給することはできません。

(1) 住民税非課税世帯

令和5年6月1日時点で広野町に住所を有し、世 帯全員の令和5年度「市町村民税均等割」が非課 税である世帯

(2) 家計急変世帯

令和5年6月1日時点で広野町に住所を有し、やむを得ない理由で令和5年1月以降に収入が減少し、令和5年の世帯全員の収入額(見込額)が「住民税非課税相当」となる世帯

手続きについて

- I.(1)の支給対象要件に該当し、また令和4年度に実施された「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」を受給した世帯
- ▶令和5年6月30日に振込済です。□座をご確認ください。
- Ⅱ. (1) の支給対象要件に該当し、Ⅰに該当しない世帯
- ▶確認書(一部世帯は申請書)による手続きが必要です。※必要書類は町よりお送りしております。
- Ⅲ. (2)の支給対象要件に該当する世帯
- ▶申請書による手続きが必要です。ただし、事前に 必要書類の取り寄せなどが必要となります。
- ※税の修正申告などにより新たに支給対象世帯となる場合は、手続きに関する必要書類を送付いたしますので、広野町健康福祉課までお問い合わせください。
- ■手続き期限 令和6年1月31日(水)まで
- ■手続き先 必要書類を健康福祉課窓□まで直接また は郵送でご提出ください。
- 問 広野町 健康福祉課 ☎0240-27-2113

Information 町民税務課

国民健康保険税は1月31日が納期限です

国民健康保険税(7期)の納期限は、次のとおりです。

- ■納期限 令和6年1月31日(水)
- ■納付場所 ①あぶくま信用金庫 本・支店
 - ②福島さくら農業協同組合 本・支店
 - ③東邦銀行 本・支店
 - ④いわき信用組合 本・支店
 - ⑤ゆうちょ銀行 東北6県の各支店
 - ⑥福島銀行 本・支店
 - ⑦大東銀行 本・支店

⑧広野町役場 出納室

⑨コンビニエンスストア

■□座振替日 あぶくま信用金庫

令和6年1月31日(水)

その他の金融機関

令和6年1月29日(月)

※□座振替については、振替日前に□ 座残高のご確認をお願いします。

問 広野町 町民税務課 ☎0240-27-4160

ひろのどこでもe-Booksをご存知ですか?

広野町が発行している「広報ひろの」や「広野町ガイドブック」、「議会だより」、「東日本大震災の記録」などをパソコンやタブレット端末で見ることができます。

「ひろのどこでも e-Books」を検索



Information 健康福祉課

原子力災害被災地域における医療・介護保険料など減免措置に係る令和5年度以降の取扱いについて

平成23年3月11日に発生した東日本大震災および福島第一原子力発電所事故に伴う医療・介護保険などの一部負担金や保険料(税)の免除措置について、一定以上所得者を除き継続されています。

減免措置の見直しについては、令和3年3月9日に 閣議決定された「「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針」において、「被保険者間の公平性などの観点から、避難指示解除の状況も踏まえ、適切な周知期間を設けつつ、激変緩和措置を講じながら、適切に見直しを行う」こととされています。

この閣議決定を踏まえた国からの令和4年4月8日付け通知に基づき、令和5年度以降の取扱いは右記のとおりとなります。

■平成23年3月11日時点で広野町に住民票があった 方(または世帯)(※)

※平成26年度までに避難指示などが解除された地域

・国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の保険料(税)

令和4年度まで・・・全額減免

令和5年度 ・・・1/2減免

令和6年度以降・・・減免終了

・国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の<u>一部負担金(利用者負担)</u>

令和7年3月末まで ・・・免除継続 令和7年4月1日以降・・・免除終る

平成23年3月11日時点で平成27年度以降に避難指示などが解除された地域に住民票があった方は、減免措置の終3時期が上記以降となります。詳しくは、平成23年3月11日時点で住民票のあった自治体へお問合せください。

問 広野町 健康福祉課 ☎0240-27-2113

(Information 福島県後期高齢者医療広域連合

後期高齢者医療「医療費のお知らせ」(医療費通知)について

福島県後期高齢者医療広域連合では、被保険者の皆さまの医療費や健康に関する理解を深めていただくため、受診された医療機関からの請求書を基に、毎年1回「医療費のおしらせ」を送付しています。

お手元に医療費のお知らせが届きましたら、内容を ご確認の上、ご不明な点や誤りがあった際には福島県 後期高齢者医療広域連合までご連絡ください。

対象

令和5年1月~12月の間に保険診療を受けた福島 県後期高齢者医療広域連合の被保険者 ※請求の関係により、対象期間内に受診していても

※請求の関係により、対家期間内に受診していてする 記載されない場合があります。

内容

受診年月、医療機関など名称、診療区分、医療費(10割)総額、自己負担相当額など

※傷病名、調剤名などの診療内容については、直接 医療機関などへお問い合わせください

通知時期

令和6年2月下旬から順次発送

※1年間の医療費情報を掲載するため、発送時期を 早めることはできません。

- ◆医療費のお知らせを受け取ったことによって発生する手続きはありません。
- ◆医療費のお知らせは、原則再発行しませんので、無くさないように大切に保管してください。
- ◆県内全域に順次発送する関係上、個別の発送には応じておりません。
- ◆確定申告を急がれる場合は、領収書により申告手続きをお願いいたします。
- ※医療費控除の詳細に関することは、最寄りの税務 署などにお問い合わせください。
- 問 福島県後期高齢者医療広域連合 ☎024-528-9025

15 2024.1 広報ひろの 2024.1 広報ひろの 14